

京都市告示第514号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年12月2日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山科西野経18号線	山科区西野岸ノ下町52番地の1地先から 同町79番地の3地先まで	告示の日
山科西野経22号線	山科区西野小柳町42番地の2地先内	告示の日
山科西野緯11号線	山科区西野岸ノ下町79番地の3地先から 同区西野小柳町42番地の2地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)